国内募集型企画旅行条件書



(本条件書は、旅行業法第 12 条の4に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の5に定める契約書面の一部となります。)

(お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読み下さい。)

1募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、SOY TRAVEL JAPANが企画・募集し 実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまはSOY TRAVEL JAPANと募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(Web サイト、パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、最終日程表及びSOYTRAVEL JAPANの「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。
- (2)SOY TRAVEL JAPANは、お客さまがSOY TRAVEL JAPANの定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他のサービス (以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2旅行の申込み方法

- (1) SOY TRAVEL JAPAN所定の申込書に所定の事項を記入し、おひとりにつき申込金(代金の20%)を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料又は違約料のそれぞれの一部として取り扱います。但し、別途 Web サイト、パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
- (2) SOY TRAVEL JAPANはメール、電話、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申込 みを受付けることがあります。この場合、予約の申込時点では契約は成立しておらず、当 社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金が提出されない場合は、SOY TRAVEL JAPANは、予約がなかったものとして取り扱います。

- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。又、お客さまの任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取り扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。

3 申込条件

(1) 15 歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。 (15 歳以上 20 歳 未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要で す。(2)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方 が性別、年齢、資格、技能、その他の条件に合致しない場合、ご参加を お断りする場合があります。(3)身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心 臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、 補 助犬使用者の方等、特 別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。SOY TRAVEL JAPANは可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し 出に基づき、SOY TRAVEL JAPANがお客さまのために講じた特別な措置 に要する費用はお客さまの負担とします。現在健康を害している方、妊 娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場 合 も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込みをお断りさせ ていた だくか、介助 者・同伴者の同行などを条件とする場合がありま す。なお、ご参加の場合には コースの一部内容を変更させていただく場 合があります。 (4)SOY TRAVEL JAPANは、旅行中のお客さまが疾病、傷 害等により、保護を要する状態にあると認めたとき は、必要な措置を講 ずることがあります。この場合において、これがSOY TRAVEL JAPANの 責に帰すべき事 由によるものではないときは、当該措置に要した費用は お客さまの負担とし、お客 さまは当該費用をSOY TRAVEL JAPANが指定 する期日までにSOY TRAVEL JAPANが指定する方法で支払わなければな

- りません。(5)お客さまの都合による別行動は原則としてできません。但 し、コースにより別途条件(手配旅行契約等)でお受けすることがありま す。
- (6) 他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当 社が判 断するときはお申込みをお断りすることがあります。
- (7) その他SOY TRAVEL JAPANの業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。
- 4契約の成立と契約書面・確定書面の交付(1)旅行契約は、SOYTRAVEL JAPANが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(2)SOYTRAVEL JAPANは、旅行契約が成立した場合は速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及びSOYTRAVEL JAPANの責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」という)をお客さまにお渡します。(3)契約書面で、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称が記載できない場合には、これらの確定状況を記載した書面(最終日程表)(以下「確定書面」という)を旅行開始日の前日までに交付いたします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当る日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に確定書面を交付する場合があります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。
- 5 旅行代金のお支払い 旅行代金の残額は、旅行開始日当日に現地にてお支払いください。
- 6旅行代金に含まれているもの
- (1) パンフレットに明示したアクティビティ代、宿泊費、食事代、観光料金(入場・拝観・ガイド等)、運送機関の運賃・料金(注釈 のないかぎりエ

コノミークラス)、及び消費税等諸税(但し、基準期日現在 に公示されているものに限ります)。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。 上記諸費用は、お客さまの都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

7旅行代金に含まれていないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)旅行日程中の"フリータイム""自由行動""各自で""お客さま負担"等と記載されている区間の交通費等諸費用 (2)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について) (3)クリーニング代、電報・電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料 (4)自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等 (5)希望者のみ参加され

(4)目宅と出発地・解散地の間の父連賀、福汨賀等 (5)希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の代金 (6)基準期日以降に公示された日本国内の空港施設使用料、諸税

(7) 傷害・疾病に関する医療費

8 旅行内容の変更 SOY TRAVEL JAPANは、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他のSOY TRAVEL JAPANの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」という)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9旅行代金の変更

(1)SOY TRAVEL JAPANは、利用する運送機関の適用運賃・料金が、第24項の基準期日以降に著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程

度を大幅に超えて改訂されるときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当る日より前にお客さまにその旨を通知します。

- (2) 本項の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。既に旅行代金のお支払後であった場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。
- (3)第8項の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用 (当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます)には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) SOY TRAVEL JAPANは、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に SOY TRAVEL JAPANの責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更に なったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更します。
- 10 お客様の交替お客さまは、SOY TRAVEL JAPANの承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、SOY TRAVEL JAPAN所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する実費とともに SOY TRAVEL JAPANに提出していただきます。
- 11 お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始前)
- (1)お客さまはいつでも、第 15 項に定める取消料をSOY TRAVEL JAPAN に支払って旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の取消 日とは、お客さまがSOY TRAVEL JAPANの営業日、営業時間内に 取消を

する旨をお申し出いただいた時を基準とします。 (2)お客さまは、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行 契約を解除することができます。

- イ. 契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第 21 項の表の左欄に 掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
- ロ. 第9項に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ニ. SOY TRAVEL JAPANが、お客さまに対し第4項で定めた期日までに、 確定書面をお渡ししなかったとき。
- ホ. SOY TRAVEL JAPANの責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) SOY TRAVEL JAPANは、本項により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を解除日の翌日から起算して7日以内に払戻しいたします。(4)お客さまの都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客さまが当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約を締結していただくことになります。この場合SOY TRAVEL JAPANは第15項の旅行契約の解除日に基づく取消料を申し受けます。
- 12 お客様による旅行契約の解除・払戻し(旅行開始後)
- (1) お客さまのご都合により途中で離団された場合は、お客さまの権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。(2)お客さまの責に帰さない事由により確定書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客さまは当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、SOY TRAVEL JAPANは旅行代

金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分から、取 消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならな い費用に係る金額(SOY TRAVEL JAPANの責に帰すべき事由によるもので ないときに限ります。)を差し引いたものをお客さまに払戻しいたしま す。

13 SOY TRAVEL JAPANによる旅行契約の解除(旅行開始前)

- (1) お客さまがSOY TRAVEL JAPAN所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、SOY TRAVEL JAPANは当該期日の翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合、第15項に定める解除期日相当の取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。(2)SOY TRAVEL JAPANは、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客さまがSOY TRAVEL JAPANがあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ロ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
- ハ. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとSOY TRAVEL JAPANが認めるとき。
- 二. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。 ホ. お客さまの数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったと き。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13 日目(日 帰り旅行については、3 日目)に 当たる日より前に、旅行を中止する旨を お客さまに通知します。
- へ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他のSOY TRAVEL JAPANの関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全か

つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて 大きいとき。

- 14 SOY TRAVEL JAPANによる旅行契約の解除(旅行開始後)
- (1) SOY TRAVEL JAPANは次に掲げる場合において、旅行契約を解除する ことがあります。
- イ.お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとSOYTRAVEL JAPANが認めるとき。
- ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者によるSOY TRAVEL JAPANの指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令 その他のSOY TRAVEL JAPANの関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。(2)本項により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客さまが既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。SOY TRAVEL JAPANは、旅行代金のうち、お客さまがいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用からSOY TRAVEL JAPANが当該旅行サービス提供者に既に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。(3)本項イ.ハ.により、SOY TRAVEL JAPANが旅行契約を解除したときは、お客さまの求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する費用の一切はお客さまのご負担となります。(4)集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

15 取消料

(1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行を取消される場合には、

旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料をお支払いいただきます(但し、パンフレットに取消料を明示した場合はそれによります)。

| 取消日 | | 取消料 |
|----------------|--------------------------|------------|
| 旅行開始日の | 1)8 日目にあたる日以前 | 無料 |
| 前日から起算してさかのぼって | 2)7 日目にあたる日から 5 日前まで | 旅行代金の 20% |
| | 3)4 日目にあたる日から 2 日前ま で | 旅行代金の 30% |
| | 4)旅行開始日の前日 | 旅行代金の 50% |
| | 5)当日または無連絡不参加 | 旅行代金の 100% |

16 旅程管理

SOY TRAVEL JAPANは、お客さまに対して次に掲げる業務を行い、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保するよう努めます。ただし、SOY TRAVEL JAPANがお客さまとこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

17 添乗員等 (1)SOY TRAVEL JAPANは、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」という)を同行させ、第 16 項 に掲げる業務その他

当該旅行に付随してSOY TRAVEL JAPANが必要と認める業務の全部又は 一部 を行わせることがあります。

(2)添乗員等の同行の有無は、Web サイト、パンフレットに明示してあります。 (3)お客さまは、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客さまが添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客さまの以後の旅行契約を解除することがあります。 (4)添乗員等の業務は、原則として8時から20時までとします。 (5)一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員は同行いたしませんので、お客さまが旅行サービスの提供を受けるための手続はお客さま自身で行っていただきます。 (6)「添乗員なし」と表示のあるものは、添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスを受けるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客さまご自身で行っていただきます。

18 お客様に対する責任

- (1) SOY TRAVEL JAPANは旅行契約の履行にあたって、SOY TRAVEL JAPANが故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、お客さまの被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内にSOY TRAVEL JAPANに対して通知があったときに限ります。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス 提供の中止、官公署の命令その他(伝染病による隔離、自由行動中の事 故、食中毒、盗難、運送機関の遅延、不通又はこれらによって生ずる旅 行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等) のSOY TRAVEL JAPANの 関与し得ない事由により損害を被られたときは、本項の場合を除き、そ の損害を 賠償する責任を負うものではありません。

(3) お荷物の損害については本項の規定にかかわらず損害発生の翌日から 起算して 14 日 以内にSOY TRAVEL JAPANに対して通知があったときに限 り、一人 15 万円を限度(SOY TRAVEL JAPANの故意又は重大な 過失があ る場合を除く)として賠償いたします。

19 お客様の責任

(1) お客さまの故意又は過失によりSOY TRAVEL JAPANが損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。 (2)お客さまは、SOY TRAVEL JAPANから提供される情報を活用し、お客さまの権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。 (3)お客さまは、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかにSOY TRAVEL JAPAN、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

20 特別補償

- (1)SOY TRAVEL JAPANは、第 18 項に基づくSOY TRAVEL JAPANの責任が生じるか否かを問わず、SOY TRAVEL JAPANの募集型企画旅 行約款別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円~20 万円、通院見 舞金として通院日数により 1 万円~5 万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅 行者一名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。なお、現金、貴重品、重要書類、撮影ずみのフイルム、その他こわれ物等補償の対象とならないものがあります。
- (2)SOY TRAVEL JAPANが、募集型企画旅行契約約款第 27 条第 1 項の責任を負うことになったときは、この補償金が、SOY TRAVEL JAPANが負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) お客さまが旅行参加中に被られた損害が、お客さまの故意、酒酔い運 転、故意の法 令違反 行為・法令に違反するサービス提供の受領、山岳登 はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するも の)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭 乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等) 搭乗、 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故による ものである ときは、SOY TRAVEL JAPANは上 記の補償金及び見舞金は支 払いません。(4)地震、噴火、津波及びこれらの事由に伴って生じた事故 又はこれらに伴う秩序の混乱 に基づいて生じた事故によるものであると きは、SOY TRAVEL JAPANは上記の補償金及び見舞金は支払いません。 (5)SOY TRAVEL JAPANの企画旅行参加中のお客さまを対象として、別途 旅行代金を収受してSOY TRAVEL JAPANが実施する 企画旅行(オプショナ ルツアー)については、主たる旅行契約の一部として取扱いま す。 (6) ただし、日程表において、SOY TRAVEL JAPANの手配による旅行サー ビスの提供が一切行われない 旨が明示された日(無手配日)については、 SOY TRAVEL JAPANは当該日にお客様が被った損害について 補償金の支 払いをいたしません。

21 旅程保証

(1) SOY TRAVEL JAPANは、次の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更 (次の各号に掲げる変更(サービスの 提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸 施設の不足 が発生したことによるものを除きます。)を除きます。)が生じた場合は、旅行 代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に支払います。ただし、当該変更について、SOY TRAVEL JAPANに第 18 項の規定に基づく責任が 発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

イ. 次に掲げる事由による変更 (イ)天災地変、(ロ)戦乱、(ハ)暴動、(ニ)官

公署の命令、(ホ)運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、(へ)当初 の運行計画によらない運送サービスの提供、(ト)旅行参加者の生命 又は 身体の安全確保のため必要な措置

ロ.第11項から第14項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更(2)SOYTRAVELJAPANが支払うべき変更補償金の額は、お客さまおひとりに対して一旅行につき旅行代金に15%を乗じた額を限度とします。また、お客さまおひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、SOYTRAVELJAPANは、変更補償金を支払いません。(3)SOYTRAVELJAPANは、お客さまの同意を得て、金銭による変更補償金の支払に替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

| 亦再始治今の古せが以西したて亦再 | 1件あたりの率(%) | |
|----------------------------|------------|-------|
| 変更補償金の支払が必要となる変更 | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光 | | |
| 施設(レスト ランを含みます。)その他の旅行の | 1.0 | 2.0 |
| 目的地の変更 | | |
| 3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備 | | |
| のより低い 料金のものへの変更(変更後の等級 | 1.0 | 2.0 |
| 及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した | 1.0 | 2.0 |
| 等級及び施設のそれを下回った場 | | |

| 合に限ります。) | | п |
|------------------------|-----|-----|
| 4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社 | 1.0 | 2.0 |
| 名の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる | | |
| 空港又は旅 行終了地たる空港の異なる便への変 | 1.0 | 2.0 |
| 更 | | |

| 6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間に | 1.0 | 2.0 |
|------------------------|-----|-----|
| おける直行 便の乗継便又は経由便への変更 | 1.0 | |
| 7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称 | 1.0 | 2.0 |
| の変更 | 1.0 | 2.0 |
| 8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、 | 1.0 | 2.0 |
| 設備、景観そ の他の客室の条件の変更 | 1.0 | |
| 9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツア | 2.5 | 5.0 |
| ー・タイトル中 に記載があった事項の変更 | 2.5 | |

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客さまに通知した場合をいいます。

注2確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注3第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を 伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一 泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件と して取り扱います。

注6第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用 せず、第9号によります。

22 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件 SOY TRAVEL JAPANらは、SOY TRAVEL JAPANらが提携するクレジットカー

ド会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。)その場合の旅行条件は、本「企画旅行条件書」に準拠いたしますが、一部異なりますので以下に異なる点のみをご案内します。

(1) 通信契約の申込みに際し、会員は、申込みしようとする「企画旅行の名称」、「出発

日」、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効月日」等(以下「会員番号等」といいます。)をSOY TRAVEL JAPANらにお申し出いただきます。

- (2) 通信契約は、電話による申込みの場合は、SOYTRAVEL JAPANらが申込みを受諾した時に成立します。また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、SOYTRAVEL JAPANらが契約の締結を承諾した旨の通知を発した時に成立します。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。通信契約での「カード利用日(会員及びSOYTRAVEL JAPANが募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日をいいます。)」は、申込金については旅行契約成立日、申込金を除く旅行代金については旅行開始日とします。
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払ができない場合、SOYTRAVEL JAPANらは通信契約を解除し、第15項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社らが別途指定する期日までに現金による旅行代金の支払をいただいた場合はこの限りではありません。

(4)SOY TRAVEL JAPANらは、会員と通信契約を締結した場合であって、第9項(2)から(4)までの規定により旅行代金が減額された場合又は第11項から第14項の規定により通信契約が解除された場合において、会員に対し払戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、会員に対し当該金額を払戻します。この場合においてSOY TRAVEL JAPANらは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に会員に対し払戻すべき額を通知するものとし、会員に当該通知を行った日をカード利用日とします。(5)通信契約を締結しようとする場合であって、会員の有するクレジットカードが無効等により、旅行代金等が提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただく場合があります。(6)通信契約を締結する場合、SOY TRAVEL JAPANらが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

- 23 団体・グループの契約について
- (1) SOY TRAVEL JAPANは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。(2)契約責任者は、SOY TRAVEL JAPANが定める日までに、構成者の名簿をSOY TRAVEL JAPANに提出しなければなりません。(3)SOY TRAVEL JAPANは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)SOY TRAVEL JAPANは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

- 24 ご旅行条件・旅行代金の基準 (1)この旅行条件の基準期日と旅行代金の 基準期日については、Web サイト、パンフレット等に明示した日となり ます。
- (2) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。 (3) 旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。 (4)追加代金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテル指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による宿泊代金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等パンフレットに表示して追加する代金をいいます。 (5)本条件書の各項にいう旅行代金とは、Webサイト、パンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金又は割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第 2 項の申込金、第 15 項の取消料、第 21 項の変更補償金、及び違約料の額を算出する際の基準となります。オプショナルツアーは、別途契約になりますので基準となる旅行代金には含まれません。

25 その他

- (1)国内旅行保険について 安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険に加入することをお勧めしま す。
- (2)この条件に定めのない事項はSOY TRAVEL JAPAN募集型企画旅行約款によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、募集型企画旅行約款を優先します。SOY TRAVEL JAPAN旅行業約款は、SOY TRAVEL JAPANホームページ https://soytravel.jp ご覧になれます。
- (5) 個人情報の取扱いについて
- イ. SOY TRAVEL JAPANは、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報 について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用さ せていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたしま

す。ロ.SOY TRAVEL JAPANはSOY TRAVEL JAPANサービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

<旅行企画・実施 > 岐阜県知事登録旅行業 3 - 3 3 8

SOY TRAVEL JAPAN 〒501-2509 岐阜県岐阜市山県岩西61-2

TEL: 050-5318-4743

E-mail: japantrip@soytravel.jp

募集型企画旅行実施可能区域: 岐阜市、大垣市、関市、山県市、本巣市、瑞穂市、羽島市、各務原市、羽島郡笠松町、岐南町、本巣郡北方町